

「青森県沖日本海（南側）」、
「山形県遊佐町沖」
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
公募占用指針

～関連部分抜粋～

令和 6 年 1 月

経済産業省

国土交通省

目 次

第 1 章 総論	1
(1) 趣旨	1
(2) 定義	2
第 2 章 公募対象とする事業の要件	4
(1) 公募対象とする発電設備について	4
1) 対象発電設備区分等（法第 13 条第 2 項第 1 号）	4
2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号）	4
(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第 13 条第 2 項第 2 号）	5
(3) 供給価格等に関する事項について	5
1) 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）	5
2) 公募に基づく再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する基準価格又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第 13 条第 2 項第 8 号）	5
3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分に係る再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する交付期間又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達期間（法第 13 条第 2 項第 9 号）	5
(4) 事業の実施期間に係る事項について	6
1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）	6
2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）	6
3) 占用の期間	6
(5) その他留意すべき事項	6
1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）	6
2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について	6
3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第 13 条第 2 項第 12 号）	7
第 3 章 事業実施に必要な情報の提供	10
(1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第 13 条第 2 項第 11 号）	10
(2) 国が行った調査結果に係る情報の提供について	10

1) 情報提供の手続	10
2) 提供する情報の内容	10
第4章 公募の実施スケジュール	12
(1) スケジュール	12
(2) 説明会の開催	12
(3) 協議会構成員による説明会	13
(4) 公募占用指針に関する質問の受付	13
第5章 公募参加のための手続	14
(1) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）	14
1) 公募参加資格	14
2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	14
(2) 公募占用計画の提出	17
1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法	17
2) 提出書類	18
3) 応募の無効、公募の延期	20
i) 応募の無効について	20
ii) 公募の延期等	20
(3) 保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）	20
1) 保証金の額及び提供方法	21
2) 保証金の返還	26
3) 保証金の没収に関する事項	26
4) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除	28
5) 没収通知等に関する事項	30
第6章 公募占用計画に記載すべき事項	32
(1) 概要	32
(2) 公募占用計画に記載すべき事項	32
1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他必要な事項（施行規則第4条第2項第1号及び第2号）【様式3-1-2 1）】	32
2) 占用の区域及び占用の期間	33
3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等	35
4) その他必要な事項	38
5) 公募占用計画の要旨	39
第7章 選定事業者の選定の流れ	40
(1) 事業者選定のプロセス	40
(2) 公募占用計画の審査	40
1) 公募占用指針との適合性の審査（法第15条第1項第1号）	40
2) 法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（法第15条第1項第2号）	40
3) 法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第15条第1項第3号）	40

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第 15 条第 1 項第 4 号）	40
(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定	41
1) 評価プロセス	41
2) 選定及び学識経験者等の意見の聴取	41
3) 通知	42
4) 選定又は非選定理由に関する説明	42
(4) 選定の取消し等	43
1) 選定事業者の選定の取消し事由	43
2) 選定事業者の選定の取消し通知	43
3) 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等	44
第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号）	45
(1) 供給価格の評価方法	45
(2) 事業実現性に関する評価項目及び確認方法	45
(3) 評価の配点及び採点方法	46
(4) 評価に関する補足事項	57
第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続	60
(1) 基準価格等の決定	60
(2) 公募占用計画の認定	60
(3) 公募占用計画等の公示	60
(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について	61
1) 系統に係る接続契約等について	61
2) 本件契約上の地位等以外の資産について	62
3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について	62
(5) 公募占用計画の変更に係る事項	62
1) 変更を認める場合の基準	63
2) 認定公募占用計画の変更内容の公示	64
3) 軽微な変更についての変更の届出	65
4) SPC の構成員の変更について	65
(6) FIP 認定の申請期限(法第 13 条第 2 項第 10 号)	66
(7) 占用許可に係る事項について	66
1) 選定事業者の責務	66
2) 占用許可及び占用料	66
i) 占用許可	66
ii) 占用料	67
iii) 選定事業者以外の占用の禁止	67
iv) 占用許可の条件	68
v) 占用料の支払方法	69
(8) 公募占用計画の履行状況の報告について	69
(9) 地位の承継	70
1) 選定事業者の一般承継人	70

2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの	70
第10章 その他	71
(1) 公募占用計画の認定の取消し	71
(2) 公募占用計画に係る接続検討申込みについて	71
(3) 公募占用計画に係る防衛省への確認について【青森県沖日本海（南側）のみ適用】	72
(4) その他の留意事項	73
(5) 担当部局	74
(別添1) 本公募対象区域	75
(別添2-1) 青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ	81
(別添2-2) 山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ	94
(別添3) 促進区域と一体的に利用できる港湾	112
(別添4) 公募参加資格	119
(別添5) 系統に係る契約上の地位の承継条件等	122
(別添6) 関係都道府県知事の評価の考え方	124

第 1 章 総論

(1) 趣旨

経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 7 条及び第 8 条に規定する基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして、令和 5 年 10 月 3 日付けで、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に指定した。

本公募占用指針は、法第 13 条第 1 項に基づき、上記の 2 促進区域内の海域（その上空及び海底の区域を含む。以下「本促進区域内海域」という。）において、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募によりそれぞれ選定するため、調達価格等算定委員会、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴いた上で、公募の実施及び本促進区域内海域の占用に関する事項を定めるものである。

具体的には、法第 13 条第 2 項各号に基づき、以下①～⑩に掲げる事項及び一般海域における占用公募制度の運用指針（令和 4 年 10 月）においてその他公募占用指針に定めるべき事項として追加した以下のア～クに掲げる事項を定めるとともに、その他公募に当たって必要な事項を定める。

（法第 13 条第 2 項各号に基づき本公募占用指針において定められた事項）

- ① 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下、「再エネ特措法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等（以下、「交付対象区分等」という。）又は再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等（以下「特定調達対象区分等」という。）
- ② 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域
- ③ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥ 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格（当該海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて供給することができる海洋再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格をいう。）の上限額（以下、「供給価格上限額」という。）
- ⑧ 公募に基づく再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する基準価格又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達価格の額の決定の方法

- ⑨ 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
- ⑩ 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 当該再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- ⑫ 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項
- ⑬ 法第17条第1項の認定（以下「公募占用計画の認定」という。）の有効期間
- ⑭ 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項
- ⑮ 選定事業者を選定するための評価の基準
- ⑯ ①から⑮に掲げるもののほか、その他必要な事項

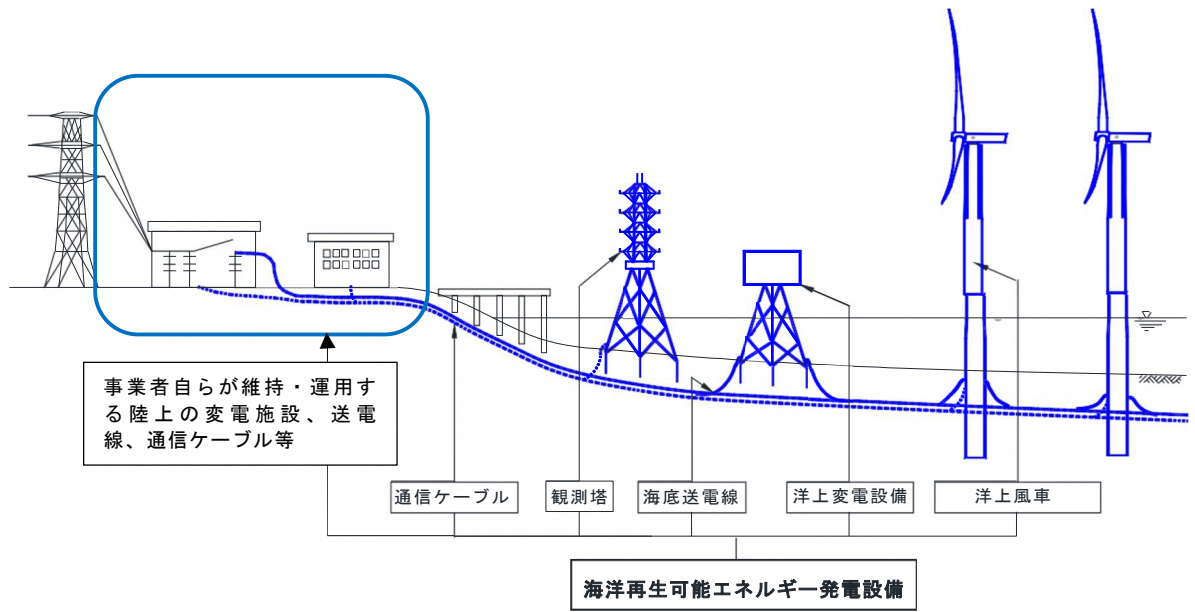
（一般海域における占有公募制度の運用指針に基づき公募占有指針に記載すべき事項）

- ア. 公募占有計画に記載すべき事項
- イ. 占有の許可条件
- ウ. 提供情報
- エ. 公募参加者一者当たりの落札制限に関する事項
- オ. 承継される系統の容量とその価格
- カ. 漁業・地域との協調の在り方について
- キ. 公募占有計画の履行状況の報告について
- ク. 遵守すべき事項について

（2）定義

1) 海洋再生可能エネルギー発電設備

本公募占有指針において、海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。



2) その他

前項で定めるもののほか、本公募占用指針において用いる用語は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成 31 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、再エネ特措法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 公募対象とする事業の要件

本公募により募集する発電事業は、下記（1）から（5）までを満たす事業とする。

（1）公募対象とする発電設備について

1) 対象発電設備区分等（法第13条第2項第1号）

本公募の対象とする対象発電設備の区分等は、風力発電設備（着床式洋上風力）（再エネ特措法施行規則第3条第6号に該当する風力発電設備をいう。以下同じ。）とする。

2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第13条第2項第4号）

本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統（以下「確保されている系統」という。）の範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※）については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた値（2者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合は、事業者毎の系統容量の小さい方から20%を減じた値）とする。

（※）海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、本促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

本公募の対象とする区域における確保されている系統及び出力下限値は、以下のとおり。

促進区域名	確保されている系統	出力下限値
青森県沖日本海（南側）	48万kW	9.6万kW
	12万kW	
山形県遊佐町沖	45万kW	36万kW

（留意事項）

本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者（以下「系統提供事業者」という。）の系統（詳細は第3章（2）2）により提供する情報のとおり）を活用することを前提に実施する。このため、本公募に参加する事業者（以下「公募参加者」という。）は、系統提供事業者が一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った内容について、出力等の変更が可能か検討する必要がある。上記の出力の量の基準の範囲内においても、系統状況や連系する風車の仕様等（出力等）によっては、出力等の変更が不可となる場合があるため個別に判断が必要なことに留意すること。

なお、公募参加者は、公募期間中に一般送配電事業者に対して、承継後の出力の

変更可否を判断するための接続検討申込みを行うことが可能であり、詳細は第10章
(2) 「公募占用計画に係る接続検討申込みについて」を参照すること。

(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第13条第2項第2号）

本公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の
占用の区域は以下とする。

- ① 所在地 ・青森県沖日本海（南側）
 ・山形県遊佐町沖
- ② 対象区域 別添1参照

(3) 供給価格等に関する事項について

1) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号）

各促進区域における本公募において公募参加者が提案する供給価格上限額は、以
下のとおりとする。

促進区域名	供給価格上限額
青森県沖日本海（南側） 山形県遊佐町沖	18円/kWh

**2) 公募に基づく再エネ特措法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3
条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第13条第2項第8号）**

本公募はFIP制度を適用することとし、基準価格の額は、選定事業者が公募占用
計画に記載した供給価格の額とする。

**3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分に係る再エネ特措法第
2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
（法第13条第2項第9号）**

本公募はFIP制度を適用することとし、交付期間は20年間とする。

ただし、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に
記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日（市場取引
等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう。公募占用計画に
は「事業の実施時期（運転開始予定日）」として記載し、再エネ特措法第9条第4
項の認定を受けた日から起算して8年が経過した日以前の日とすること。）を運転
開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合は、
20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を
交付期間とする。なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エ

エネルギー発電設備を設置するために港湾法第 37 条第 1 項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。

また、法第 21 条第 1 項に基づき、公募占用計画の認定が取り消された場合には、当該取消しの日をもって交付期間は終了することとする。

(4) 事業の実施期間に係る事項について

1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）

法第 13 条第 2 項第 3 号に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用開始の時期は、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定を受けた日から起算して原則 6 年以内とする。

2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）

公募占用計画の認定の有効期間は 30 年とする。

3) 占用の期間

本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の本促進区域内海域の占用の期間は、占用の許可を受けた日から 30 年とする。ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第 10 条第 1 項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

(5) その他留意すべき事項

1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施に当たっては、選定事業者は関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理解がなされるように努めること。

2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について

本促進区域の指定に当たっては、本促進区域における発電事業と漁業・地域との協調を図る観点から、法第9条第1項の規定に基づき、令和2年12月25日に青森県沖日本海（南側）における協議会、令和4年1月24日に山形県遊佐町沖における協議会が設置され、促進区域の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議が行われた。

当該協議会においては、（別添2-1）青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ、（別添2-2）山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめのとおり、促進区域として指定することに異存はないものの、指定に当たっては、公募から発電事業終了までの全過程において、同協議会が示す事項に留意することを求める旨の意見が取りまとめられた。

（別添2-1）～（別添2-2）の協議会意見とりまとめ「3. 留意事項」及び「4. 将来像」を尊重して事業を実施すること。

3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第13条第2項第12号）

選定事業者は促進区域内海域の占用をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。なお、法第20条に基づき、選定事業者の地位を承継した者がいる場合は当該承継者が同義務を負う。海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること。

i) 撤去に当たっては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）等の関係法令を遵守すること。

ii) 本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。ただし、海防法対象施設の一部を残置又は海洋に捨てる（以下「残置等」という。）ことを前提とした公募占用計画を作成する場合には、関係法令を遵守することとし、特に下記の事項に留意すること。

① 海防法との関係

環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置等することを前提とした公募占用計画の作成を認める。

ただし、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置等した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者にするものとする。

なお、一部残置等することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」（環境省）において示されている「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」（※）に留意し、

海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

(※) 「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」の公表について
(環境省)

<https://www.env.go.jp/press/110046.html>

② 法との関係

上記①に基づき、環境大臣の許可を得て施設の一部を残置等する行為は、法第 12 条における禁止行為には該当しない。また、当該行為は、法第 10 条第 1 項における国土交通大臣の許可を要しない（施設として残置する場合は除く）。

iii) 撤去に当たっては、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備え、次の①②を踏まえた撤去費用の確保等に関する方法を公募占用計画に示すこと。

① 撤去費用の金額

撤去費用のうち、公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。）の 70%とする。（撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。）

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

② 撤去費用の確保方法

選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア) 又はイ) の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること。

ア) 及びイ) の方法を併用することも可能であり、この場合はア) 及びイ) の方法により確保される金額の合計額が①の撤去費用の金額となるようにすること。なお、ア) 及びイ) の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及びア) については事業年度ごとの保証状の更新が可能である。但し、保証状の更新が

行えない等、①の撤去費用の金額の確保ができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがある。

ア) 撤去費用を担保するための保証状の提出

海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日（以下「運転開始日」という。）までに政府宛の金融機関保証状（デコミッショニング LC に限らず、保証状の形式でも可）を国土交通省の担当部局に差し入れること。なお、当該保証状の条件として、不可抗力等の事由の如何を問わず当該撤去費用に関する保証履行を担保する旨が記載されていること。

※ 公募占用計画提出時に金融機関による Letter of Intent（金融機関等が公募段階で公募参加者に対し融資等の検討を実施することを約する文書をいう。以下「LOI」という。）を提出すること。なお、プロジェクトファイナンスを利用する場合の金融機関の LOI にデコミッショニング LC を含むことで、プロジェクトファイナンスに関する LOI を以て当該 LOI を代替出来るものとする。なお、金融機関が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A-又はA3以上であることを要する。

なお、保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還する。

イ) 撤去費用の積立てを証する書類の提出

倒産時にも隔離可能であり、また、撤去以外の目的での預金の利用を制限する口座を開設し（例えば、信託銀行の国内支店に、国土交通大臣を受益者、選定事業者を委託者兼受益者とするエスクロー口座等を開設するなど）、運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。当該口座に信託等した金銭は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認なく引き出してはならない。また、選定事業者は、当該口座への信託等を開始した時点から、毎年、国の会計年度の終了の日（当該日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。））までに当該口座の残高証明書を国土交通省に提出することとする。

iv) 撤去完了時の状況をカメラによる撮影その他の方法で確認し、遅滞なく国土交通大臣に対して報告すること。

第3章 事業実施に必要な情報の提供

- (1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第13条第2項第11号）

海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、各促進区域内海域と一体的に利用できる港湾は、それぞれ下表のとおりであり、その諸元や利用条件、留意事項等は別添3に記載するとおりとする。

促進区域	促進区域と一体的に利用できる港湾（注）
青森県沖日本海（南側）	青森港
山形県遊佐町沖	酒田港

（注）青森港及び酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。

- (2) 国が行った調査結果等に係る情報の提供について

1) 情報提供の手続

促進区域の指定に当たって経済産業大臣及び国土交通大臣が行った調査等によって得られた情報については、事業者が本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際に参考になると考えられることから、令和5年11月24日付け「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき情報提供を行っている。

情報の提供を受けることを希望する事業者は、上記「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」の定めるところに従い本情報の提供申請を行うこと。

2) 提供する情報の内容

上記「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供している情報の概要は以下のとおりである。

i) 風況・海象等の調査の結果

項目	内容	
気象	風況	年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等
	潮汐	潮汐変化、最高／最低静水位等
海象	波浪	有義波高・波のピーク周期等
	海底	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）

ii) 系統に係る契約等の情報

項目	内容
系統に係る契約等の情報	系統提供事業者から提供を受けた系統連系に関する契約書や接続検討回答書等の情報
承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費（工事費負担金等）及びその支払日、未払の工事費負担金の額等
承継する系統容量に付随する事業資産等の情報	発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底送電線・通信ケーブルの敷設状況等に関する情報等（各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたもの）

iii) 防衛省への確認に当たり風車の設置位置等の検討に参考となる情報【青森県沖日本海（南側）のみ提供】

第 10 章（3）に基づく防衛省への確認に当たり、促進区域内における、自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼさない洋上風車の高さ等について示した情報等、洋上風車の設置位置等の検討に参考となる情報。

第4章 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

【公募実施関係】

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) 公募占用指針の配布開始 | 令和6年1月19日(金) |
| 2) 公募占用計画の受付期限 | 令和6年7月19日(金) 17時00分 |
| 3) 審査・評価 | 令和6年7月22日(月)～ |
| 4) 選定結果公表 | 令和6年12月 |

【情報提供関係】

- 1) 「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報提供の受付
令和5年11月24日(金)～令和6年4月19日(金)
(ただし、第二次被提供者の追加の申請期限は令和6年6月19日(水)とする。)
※ 令和5年11月24日付け「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」参照
- 2) 説明会申込受付
令和6年1月19日(金)
～令和6年1月30日(火)
- 3) 説明会
令和6年2月2日(金) 14時～16時
- 4) 公募占用指針の質問受付
令和6年1月19日(金)
～令和6年2月19日(月)
- 5) 協議会構成員による説明会
令和6年2月～3月頃(促進区域毎に実施)
- 6) 質問への回答
令和6年3月末頃

(2) 説明会の開催

希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。なお、説明会当日は、事務局から公募占用指針の概要等について説明することとし、参加者からの本公募に関する質問に対する回答は、後日、後記(4)の質問に対する回答と合わせて公表する予定である。

- 1) 日 時 令和6年2月2日(金) 14時～16時
- 2) 実施方法 オンラインの方式による。
詳細については、希望者に電子メールにて連絡する予定
回線の都合により、1社につき3回線での接続に制限する予定。
- 3) 申込様式 「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書【様式1】
- 4) 申込期間 令和6年1月19日(金)～令和6年1月30日(火)
- 5) 申込方法

下記申込先に、公募に関する説明会参加申込書【様式1】を電子メールにより送付すること

6) 申込先

宛先 : 第10章(5)「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

アドレス : hqt-2023koubo@gxb.mlit.go.jp

件名 : 「公募に関する説明会参加申込について」と記載すること

(3) 協議会構成員による説明会

事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施する。

開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追って、経済産業省・国土交通省ホームページ等で公表する予定である。

(4) 公募占用指針に関する質問の受付

本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するに当たっての質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

- 1) 提出様式 「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」洋上風力発電事業の公募に関する質問書【様式2】
- 2) 受付期間 令和6年1月19日（金）～令和6年2月19日（月）
- 3) 提出方法 様式2をWord形式にて電子メールに添付し提出すること。
（メール件名：「公募に関する質問書（事業者名・提出日）」）
- 4) 提出先 第10章(5)「担当部局」記載の経済産業省及び国土交通省の担当部局
- 5) 回答

提出された質問及びその回答は、令和6年3月頃にホームページで公表する。

※ なお、今後、情勢の変化が生じて上記の取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。

第7章 選定事業者の選定の流れ

(1) 事業者選定のプロセス

公募による事業者選定は、以下の2段階のプロセスで実施する。

- 1) 事業者が提出した公募占用計画につき、第15条第1項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- 2) 適合基準に適合する全ての公募占用計画について、評価の基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

(2) 公募占用計画の審査

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとする者から提出された公募占用計画について、法第15条第1項各号の適合基準に適合するかを審査する。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とし、その審査は、経済産業省及び国土交通省の事務局で実施する。

1) 公募占用指針との適合性の審査（法第15条第1項第1号）

提出された公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本公募占用指針の各項目について、指針の求める要求事項に明らかに合致していない公募占用計画は不適合とする。

2) 法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（法第15条第1項第2号）

当該公募占用計画に係る本促進区域内海域の占用が法第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第15条第1項第3号）

海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法については、施行規則第5条に定める基準に適合することを審査する。具体的には、施行規則第5条に定める基準に明らかに適合しないと判断される公募占用計画は不適合とする。

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第15条第1項第4号）

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、第5章（1）記載の公募の参加者資格の有無を審査する。

(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定

1) 評価プロセス

評価については、評価基準に基づき公募占用計画の評価に当たり、公募占用計画の内容に関する質問書を送付し回答書を求める。その上で、公募参加者等に対しヒアリングを実施し、最終的な選定を行う。その他、評価のために必要な場合には、随時、質問書の送付やヒアリング等を実施することがある。ヒアリング等を実施する際は、担当部局より公募参加者に対し、事前に連絡する。

2) 選定及び学識経験者等の意見の聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

選定事業者の選定は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行う。

なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の3項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、都道府県知事の意見が法第7条に規定する基本方針に掲げる目標と整合的である場合は、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施する。

また、都道府県知事意見の提出に当たっては、都道府県は以下の点に留意し、関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行うことができる。

<意見照会時の留意点>

- ・都道府県知事が意見照会を行う関係市町村や漁業関係者等については、意見を代表する者（例えば、市町村長や組合長。複数名となることも可。）を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する守秘義務宣誓書等（国が指定）を提出してもらった上で照会を行うこと。
- ・照会の際には、公募の公平性・公正性を阻害しない方法で実施すること。（例えば、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答をいただく（自治体の判断により非公開の委員会形式も可）等）
- ・当該海域の特定の公募参加者の公募占用計画作成に直接関わっている者や利害関係者（資本関係、人的関係があることを認識している者）など、公平性の観点から意見照会に不適当な者は照会対象にはしないこと。
- ・国から都道府県に指定する資料（事業者名が特定されないよう編集したもの）を

用いて照会を行うこと。

- ・都道府県は、知事意見提出時に意見照会先及び守秘義務宣誓書等についても国に提出すること。

3) 通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。

選定の結果及びその理由、選定事業者の概要（応募企業又はコンソーシアムの名称、コンソーシアム又は SPC 参加の場合は代表企業名および構成員の名称、発電設備出力、建設時に利用する港湾及び当該港湾の利用スケジュール等）については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

また、通知の際、選定事業者に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合がある。この場合、事業者は公募占用計画の認定の取得前に当該留意事項を踏まえて公募占用計画を変更しなければならない。

留意事項等を合わせて通知する場合には、当該留意事項が実施可能か、当該留意事項を踏まえて事業を実施する場合にも事業者選定を希望するかについて、選定事業者への選定を確定する前に、対象となる事業者の意見を聴取する機会を与えることとする。なお、評価については、最も評価点の高い事業者から留意事項を伝え、上記の調整をする。

また、選定結果の公表内容については、以下の内容を公表する。

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- i) 供給価格
- ii) 事業実施体制
- iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）
- iv) サプライチェーン形成計画の概要
- v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) 選定又は非選定理由に関する説明

上記 3) の選定又は非選定の通知を受けた者は、下記の受付期間内に、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して自らが選定又は非選定された理由に関する説明を求

めることができる。

- i) 提出様式 選定事業者の選定結果に係る確認書【様式 5】
- ii) 受付期間 通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）
- iii) 提出方法 電子メールによる。
(メール件名：「選定結果に係る確認書（事業者名・提出日）」)
なお、電子メール送信後、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。
- iv) 提出先 第10章（5）に記載した経済産業省及び国土交通省の担当部局とする。
- v) 回答 上記への回答は、電子メールにより行う。

（4）選定の取消し等

① 選定事業者の選定の取消し事由

選定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定事業者の選定を取り消すことがある。

なお、公募占用計画の認定後に下記に該当する事由が発生し、選定事業者の選定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定についても取り消されることになる。

- i) 当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。
- ii) 選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに再エネ特措法第9条第4項の規定による認定を取得しなかったこと。
- iii) 選定事業者が第2次保証金及び第3次保証金の全額を各提出期限までに提供しなかったこと。
- iv) 選定事業者が第1次保証金、第2次保証金及び第3次保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。
- v) 選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。
- vi) 選定事業者が本公募占用指針で定める遵守事項に違反したこと。
- vii) 選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が（別添4）公募参加資格3(3)カのいずれかに該当すること。

② 選定事業者の選定の取消し通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、1) 選定事業者の選定の取消し事由の規定に基づき選定事業者の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定事業者に対し、その旨を通知（以下「選定取消通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消し

の理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して10日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。

③ 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等

前記1)の規定により選定事業者の選定を取り消した場合、又は選定事業者が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定事業者に選定することがある。

ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣が、国民負担削減や海域管理等の観点から、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではない。

また、公募占用計画の認定後、認定を受けた選定事業者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合がある。

第8章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号）

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から総合的に評価する。具体的には、公募占用計画に記載された供給価格を120点満点、事業実現性に関する要素を120点満点として採点し（合計240点満点）、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者を選定事業者として選定する。ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。くじ引きは該当する事業者立ち合いの下で行う。

供給価格は、下記（1）に記載する算定式により評価する。

事業実現性に関する要素は、下記（2）・（3）記載のとおり、「事業実施能力」、「地域との調整、地域経済等への波及効果」という観点から評価する。

（1）供給価格の評価方法

供給価格は、以下の算定式により評価する。

供給価格の点数 = （同一の促進区域における各公募参加者が公募占用計画（※1）に記載した供給価格のうち、最も低い供給価格（※2）／当該事業者が公募占用計画に記載した供給価格）×120点

※1 当該公募占用計画が法第15条第1項各号に掲げる基準に適合しており、かつ、当該公募占用計画に記載された事業実現性に関する要素の評価が下記（3）に記載する失格要件に該当しないものに限る。

なお、供給価格がゼロプレミアム水準（以下、「ZPL」とする。）以下の場合は、一律120点として評価する。本公募におけるZPLは3円/kWhとする。

※2 最も低い供給価格がZPL以下の場合かつZPL以上の供給価格を提示している公募占用計画の供給価格点を算出する際は、供給価格点の算出式における「最も低い供給価格」はZPLとして算出する。

（2）事業実現性に関する評価項目及び確認方法

事業実現性に関する各項目の具体的な確認方法は、以下のとおりとする。

大項目	中項目	小項目	確認方法
事業の実施能力 (80点)	事業計画の 迅速性		・事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価
	事業計画の 基盤面	事業実施体制・実績	・公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価

大項目	中項目	小項目	確認方法
		資金・収支計画	・適切な財務計画となっているかを評価
	事業計画の 実行面	運転開始までの事業計画	・スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性を評価
		運転開始以降の事業計画	・維持管理、撤去の適切性を評価
	電力安定供給		・電力の安定供給の観点から、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価
地域との調整、 地域経済等への 波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力		・知事意見を聴取 ・関係行政機関の長等との調整実績を評価
	周辺航路、漁業等との協調・共生		・知事意見を聴取 ・地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価
	地域経済波及効果		・知事意見を聴取 ・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価
	国内経済波及効果		・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価

(3) 評価の配点及び採点方法

事業の実現性に関する要素の評価の配点は下記の表のとおりとし、評価の採点方法は、以下のとおりとする。

- 1) 5段階の階層（トップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベル）＋失格を設けて採点する。
- 2) 各項目のトップランナーを満点として、トップランナー（100%）、優れている（75%）、ミドルランナー（50%）、良好（25%）、最低限必要なレベル（0%）、失格として採点する。
- 3) 事業計画の迅速性については、下記 i) に記載の方法で評価を行う。
- 4) 各評価項目の合計点を基礎として、事業実現性評価点は以下の算出式により評価する。

$$\text{事業実現性評価点} = (\text{提案者の評価点} / \text{同一の促進区域における公募参加者の最高評価点}) \times (\text{満点} \text{【120点】})$$

i) 事業計画の迅速性

事業計画の迅速性については、運転開始時期に応じた下表の評価点を基礎とし、「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率（配点 40 点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする（ただし、「事業計画の基盤面」及び「事業計画の実行面」の合計点が 20 点に満たない場合は迅速性の評価点は 0 点とする）。

「青森県沖日本海（南側）」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 12 年 6 月 30 日までの期間	20 点
令和 12 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	10 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

「山形県遊佐町沖」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 12 年 6 月 30 日までの期間	20 点
令和 12 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	10 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

ii) 事業実施体制・事業実施実績

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (5 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①～③のいずれも満たすもの。 ①SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。 ②SPC の意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。 ③緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。
良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0 点)	①応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が

	<p>明確なもの。</p> <p>②各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。（事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。）</p> <p>③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。又は、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。</p> <p>《①～③いずれも満たす必要》</p>
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
事業実施体制 ・事業実施実績	緊急事態（自然災害やサイバー攻撃等）への対応体制不備	・自然災害等により、想定していた建設・運転が中断・休止又は遅延するリスク
	コンソーシアムの事業実施体制構築不全	・コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク
	委託事業者（風車メーカー、EPC、相対取引、O&M等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先）との契約締結難航・契約不履行・解除	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者との契約交渉（価格面等）が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク ・コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、又は、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク。 ・委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク。

iii) 資金・収支計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長年にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。
優れている (7.5点)	<p>「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。</p> <p>①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。</p> <p>②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で</p>

	示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、すべてのケースで LLC R (LLC R = Σ (元利金支払前キャッシュフローの現在価値) / 借入元本) が 1.0 以上のもの。 ②プロジェクトファイナンス以外の借入による資金調達を予定する場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が A- 又は A 3 以上の金融機関から当該資金調達額の LOI を取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。 ②必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイク情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。 ④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累積解消ができる計画であるもの。 ⑤撤去費用が適切に確保されているもの（撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの） 《①～⑤のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分		リスクシナリオの概要
資金・収支計画	運転開始までの資金調達	追加資金調達の発生	・ 金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足するリスク。 ・ 工期遅延等により開発・建設費用が増加（コストオーバーラン）し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。
		収入減少	・ 風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク 【感度分析】風況が超過確率 P90 の場合の発電電力量となる場合
	運転開始以降のキャッシュフロー	故障や事故	・ 故障や事故の増加によって補修作業等が

		による稼働率低迷	増大し、稼働率が低迷することで想定発電量が減少するリスク	
		出力抑制	・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク	
		卸市場価格低下	・卸市場価格が低下した場合のリスク（卸市場価格に連動する相対取引契約下での売電についても該当）	
		オフテイカーの契約不履行・倒産	・相対取引の需要家の財務状況悪化等により、相対取引契約の不履行が発生するリスク（未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む）	
	費用増加	金利変動	・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク	
		インバランス負担変動	・（F I P制度の下で）インバランス負担が増大するリスク	
		故障や事故による費用増大	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク 【感度分析】事業期間（運転開始以降のみ）に渡って支払う維持管理費用の総額が10%増大する場合	
		物価・人件費高騰	・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク	
		保険料上昇		・事故の発生等により保険料支払いが増大するリスク
				【感度分析】事業期間（運転開始以降のみ）に渡って支払う保険料支払いの総額が15%増大する場合

iv) 運転開始までの事業計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (15点)	「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②のいずれも満たすもの。 ①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。 ②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。
優れている (11.25点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

<p>ミドルランナー (7.5 点)</p>	<p>「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～⑤のいずれも満たすもの。</p> <p>① ウェイクの影響等を考慮し、超過確率 P50 (※) の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。 (※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。)</p> <p>② 国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。</p> <p>③ サイトに応じて求められる水準の型式認証 (CLASS T など) を取得済みの風車を用いているもの、又は同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。</p> <p>④ 工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの。</p> <p>⑤ 工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001 (労働安全衛生) や建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。</p>
<p>良好 (3.75 点)</p>	<p>「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。</p>
<p>最低限必要なレベル (0 点)</p>	<p>① 選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。</p> <p>② 航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。</p> <p>③ 騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。</p> <p>④ 促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。</p> <p>⑤ 洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」に準じた考え方となっているもの。</p> <p>⑥ 施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。</p> <p>⑦ 自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。</p> <p>⑧ 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。</p> <p>⑨ 協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。 《①～⑨のいずれも満たす必要》</p>
<p>失格</p>	<p>最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。</p>

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始までの事業計画 (開発・建設・試運転期間)	許認可プロセス難航	・建設面（ウィンドファーム認証等）や環境面（環境アセス等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク
	設計変更	・環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更されるリスク
	主要部品や船舶の調達難航	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク
	建設遅延	・天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク
	地域関係者との調整難航	・開発から試運転までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク

v) 運転開始以降の事業計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (5点)	「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。
優れている (3.75点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (2.5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～②のいずれも満たすもの。 ①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。
良好 (1.25点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0点)	①各種法令への対応が明記されているもの ②「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。 ③運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。

	<p>④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。</p> <p>⑤撤去費用の確保方法が示されているもの（撤去期限までに必要額の積立や金融機関からの LOI 取得）。</p> <p>⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施に係る留意点を考慮した維持管理計画となっているもの。</p> <p>《①～⑥のいずれも満たす必要》</p>
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始以降の事業計画	風車基幹部（ローター・ナセル）や海底ケーブルの損傷	・自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、風車や海底ケーブルが損傷を受けるリスク
	上記以外の設備の故障	・上記以外の設備について、自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、不具合や故障が発生するリスク

vi) 電力安定供給

評価区分	評価の考え方
トップランナー (20点)	「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンや O&M の取組内容が特に優れていると評価されるもの。
優れている (15点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (10点)	<p>「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②いずれも満たすもの。</p> <p>①ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、（i）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ii）サプライチェーンの複線化、（iii）調達期間の短納期化等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。</p> <p>②ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保、物流拠点や輸送手段の確保等を具体的に検討している。</p>
良好 (5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

最低限必要なレベル (0点)	主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル、船舶）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されているもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
電力安定供給 (運転開始以降を想定)	部品調達	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク
	船舶調達	・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク
	人員確保	・維持管理に必要な人員（作業員等）を十分に確保できなくなるリスク

vii) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。

良好 (2.5点)	<p>①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。</p> <p>②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。</p>
最低限必要なレベル (0点)	<p>①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。</p> <p>②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。</p> <p>③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。</p> <p>④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。</p> <p>《①もしくは、②～④のいずれも満たす必要》</p>
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(注) 「関係行政機関の長等との調整能力」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添6を参照すること。

viii) 周辺航路、漁業等との協調・共生

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	<p>①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。</p> <p>②「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。</p>
優れている (7.5点)	<p>①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。</p> <p>②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。</p>
ミドルランナー (5点)	<p>① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。</p> <p>②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。</p>

良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ② 協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(注) 「周辺航路、漁業等との協調・共生」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添6を参照すること。

ix) 地域経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。

失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。
----	-----------------------------

(注) 「地域経済波及効果」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添6を参照すること。

x) 国内経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」に評価されるもののうち、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(4) 評価に関する補足事項

1) 事業実施の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる実績

- ・ 洋上風力発電事業の主な工程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。
- ・ 洋上風力発電事業において各事業者が果たす役割には、
ア) 事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。）

イ) 海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計 (E) ・調達 (P) ・建設 (C) や保守点検等 (EPC 等)

があるため、これらの役割ごとに実績を評価する。なお、1つの企業が、事業の実施・管理及びEPC等の両方の役割について評価対象となることも可能であるが、事業体制として適切な実績を有することを示すことが必要である。

- ・ 事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。
- ・ EPC等についての評価対象は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業のほか、候補者として関心表明書【様式 3-2-4】を提出している協力企業の実績も含めて評価する。

なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また、協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。

2) 撤去費用の金額及び算定根拠について

撤去費用のうち、公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費は含まない。）の70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしないことに留意すること。

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

3) 電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項

i) 評価対象となるサプライチェーンの範囲

評価対象とするハード、ソフトに係るサプライチェーンの範囲は、下記①、②とする。なお、建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。

- ① ハードに係るサプライチェーン：風車主要部品（ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材）、海底送電線・通信ケーブル等の電気系統、風車基礎、船舶等

② ソフトに係るサプライチェーン：運転、維持管理のための人材や物流等

ii) サプライチェーン形成計画の変更

公募段階においては、サプライチェーンが確定していないことが想定されるため、公募占用計画においてはサプライチェーンをどのように形成する予定かを記載することとし、事業者選定後に変更が生じた場合には、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」等という観点から審査を行った上で、公募占用計画の変更の可否を判断する（公募占用計画の変更の詳細については第9章（5）「公募占用計画の変更に係る事項」を参照）。原則として、事業者選定時の水準が維持されるかを個別に判断する。

4) 関係行政機関の長等との調整の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる調整実績

- ・「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。
- ・主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。
- ・洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整合制を実績の対象とする。
- ・「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業（着床式・浮体式両方）も含まれる。

5) 地域経済等への波及効果の評価に関する補足事項

地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOU など）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。

なお、経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、以下の産業連関分析ファイルを用いること。

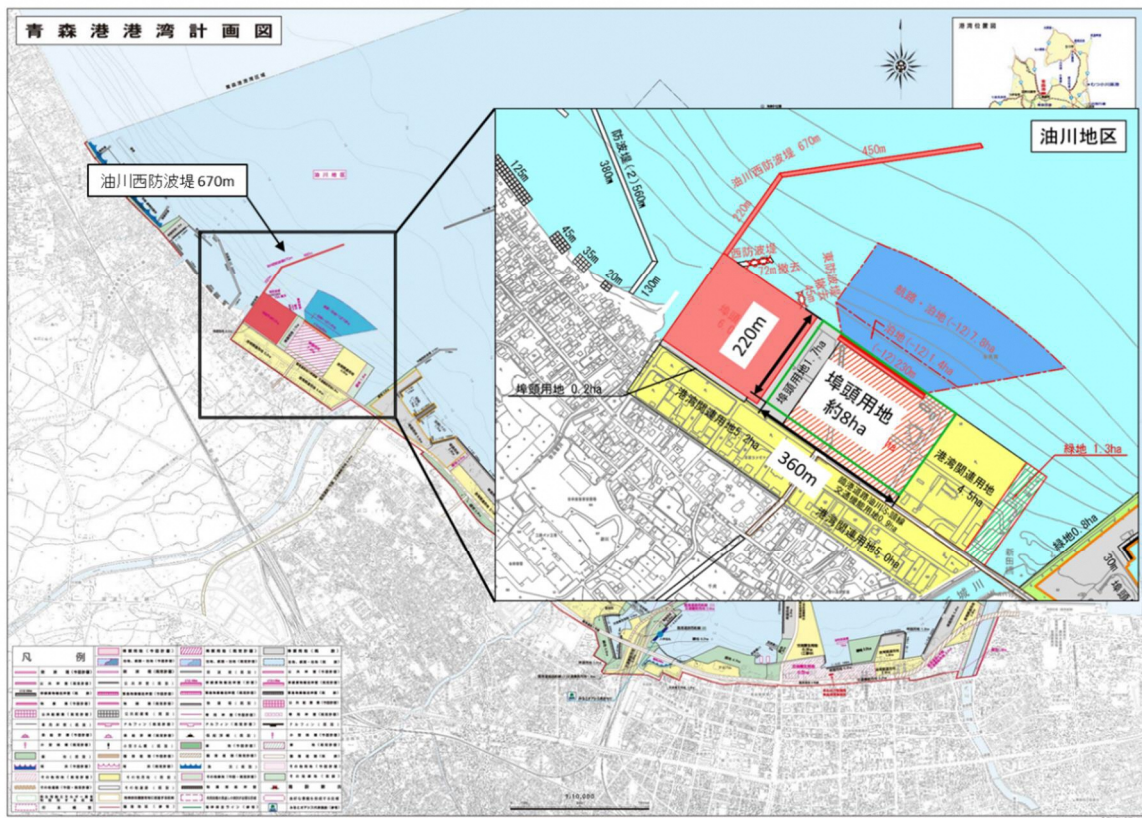
- ・地域経済波及効果については、対象となる促進区域に応じて、各県の産業連関表を基に国で作成した「産業連関分析ファイル（青森県）」又は「産業連関分析ファイル（山形県）」を用いること。
- ・国内経済波及効果については「産業連関分析ファイル（全国）」を用いること。

(別添 3) 促進区域と一体的に利用できる港湾

1. 青森港の利用について

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- ・青森港油川埠頭、岸壁水深 12m、岸壁延長 230m、最大耐荷重 約 35t/m²、利用可能面積 約 8 ha (背後の荷さばき地含む。)



(利用可能期間)

- ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和10年4月1日から令和17年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和29年4月1日から令和38年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工

事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

（貸付料等）

- ・東北地方整備局、青森県及び選定事業者の3者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は110億円（最長20年の均等分割払い）、青森県へ支払う貸付料は95億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する東北地方整備局及び青森県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
350.0MW（想定）	令和13年4月（想定）

（貸付期間）

最長30年間

（留意事項）

- ・青森港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、青森港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「青森県沖日本海（南側）」の

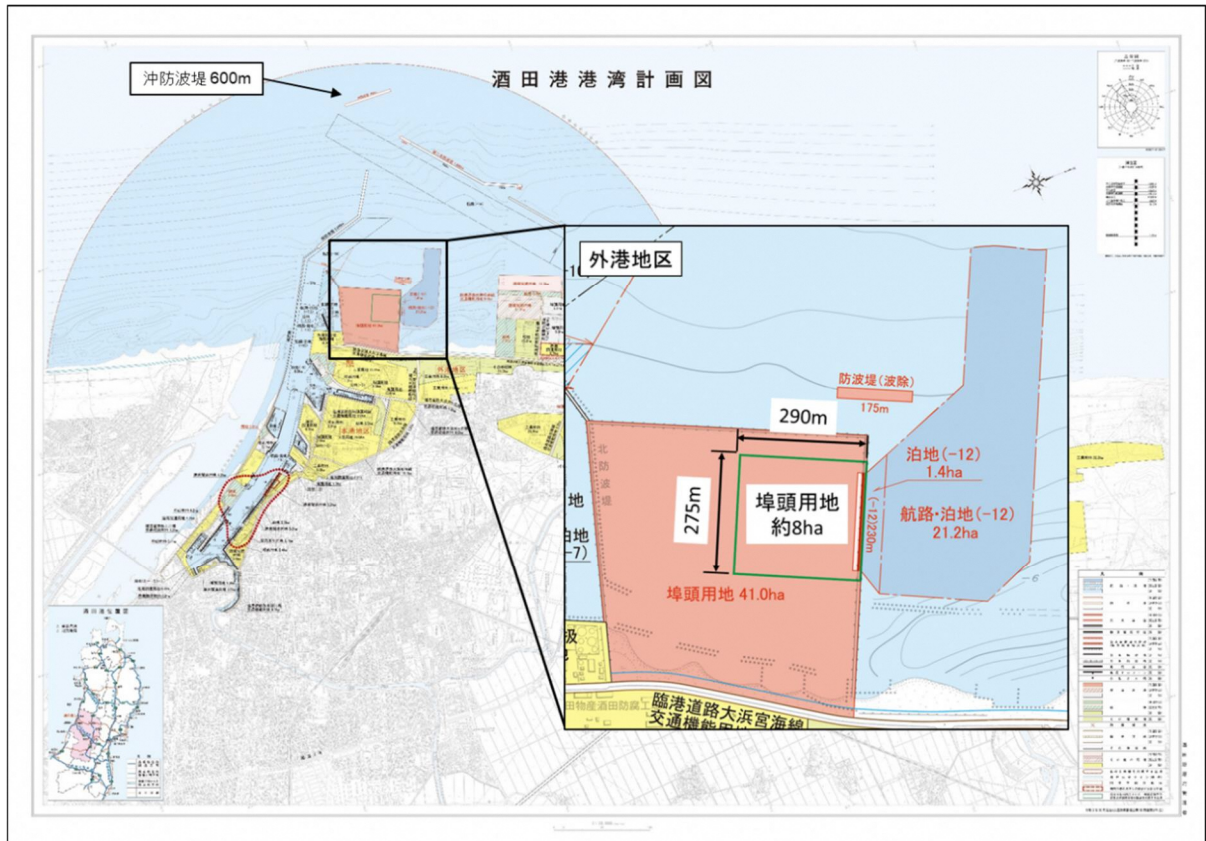
促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。

- 港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。
- 公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- 上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）と締結すること。
- 本公募の対象区域のうち、「青森県沖日本海（南側）」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- 港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）と余裕をもって調整すること。
- 油川西防波堤（延長 670m）の整備は未定である。

2. 酒田港の利用について

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- ・酒田港大浜西埠頭、岸壁水深 12m、岸壁延長 230m、最大耐荷重 約 35t/m²、利用可能面積 約 8 ha（背後の荷さばき地含む。）。



(利用可能期間)

- ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和10年4月1日から令和17年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和29年4月1日から令和38年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

(貸付料等)

- ・東北地方整備局、山形県及び選定事業者の3者で、最長30年の貸貸借契約を締結する。貸貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の貸貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭貸貸借契約書(案)」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は100億円(最長20年の均等分割払い)、山形県へ支払う貸付料は155億円(最長20年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の貸貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする(他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。)。詳細は上記貸貸借契約書(案)を参照すること。

注) 上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する東北地方整備局及び山形県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び貸貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の貸貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	貸貸借契約の開始時期
350.0MW(想定)	令和13年4月(想定)

(貸付期間)

最長30年間

(留意事項)

- ・酒田港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者(山形県)に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。
- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。

- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（山形県）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「山形県遊佐町沖」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、東北地方整備局及び港湾管理者（山形県）と余裕をもって調整すること。
- ・沖防波堤（延長 600m）の整備は未定である。

3. 上記1～2に共通する事項

- ・港湾の利用に当たって、騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用すること。
- ・上記1～2に示す埠頭のうち、同一の促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために複数の埠頭を利用することを前提とした公募占用計画の作成は認められない。
- ・上記1～2に示す埠頭を海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために利用する場合には、当該促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事については同一の埠頭又は上記1～2以外の港湾の埠頭の利用を前提とした公募占用計画を作成することとする。
- ・同一の公募参加者（※）が複数の促進区域の公募に参加する場合には、当該参加者が作成する複数の公募占用計画において、同一埠頭における利用期間が重複することは認められない。

（※）共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一の公募参加者とする

4. 上記1～2以外の港湾の利用について

- ・上記の港湾に加え、利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。

(別添 6) 関係都道府県知事の評価の考え方

1. 青森県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
最低限必要なレベル (0点)	以下の①～③のいずれも満たすもの。 ①事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ②関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5点)	経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。

良好 (2.5点)	経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準(※)を踏まえつつ、具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0点)	経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(※) 青森県知事の評価基準

協議会意見とりまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ、地元港湾として青森港、津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価する。

2. 山形県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績(※)があるもの。
優れている (7.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績(※)があるもの。
ミドルランナー (5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下のi)、ii)のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長及び自治組織等との調整実績(※)があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業(漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業)について、関係行政機関の長及び自治組織等との調整実績(※)があるもの。

良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績（※）があるもの。
最低限必要なレベル (0点)	以下の①～④のいずれも満たすもの。 ①事業の実施に当たって調整先となる関係行政機関が特定されているもの。 ②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(※) 「調整実績」についての考え方

「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、本県漁業の現状や課題を十分に踏まえた具体的かつ実現可能性のある漁業協調策・振興策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。

良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。
最低限必要なレベル (0点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①周辺航路や環境保全等の地域の安全に関する内容が、明らかに不適切ではないもの。 ②協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された以下のi)、ii)について、全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容ではないもの。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3.(1)及び(2))に関する具体的な内容 ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4.(2)①～③及び(3)①～③)に関する具体的な内容
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、遊佐地域の現状や課題を適切に踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域振興策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①「良好」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。

<p>最低限必要な レベル (0点)</p>	<p>以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された地域の「振興策」(4.(1)①～⑥)全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容でないもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。</p>
<p>失格</p>	<p>最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。</p>